第十九条第二号イを次のように改める。

イ　たばこ製造業

第十九条第二号ニ中「セロファン」を「セロファン」に改め、同号ホを削る。

別表第三中「第九条の三」を「第十五条」に改める。

別表第九第三号の次に次の一号を加える。

三の二　アクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル

別表第九第八号の次に次の一号を加える。

八の二　アザチオプリン

別表第九中第十一号の四を第十一号の五とし、第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四　アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）

別表第九第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　アセトンチオセミカルバゾン

別表第九第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二　アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物

十九の三　アフラトキシン

別表第九第二十一号の次に次の三号を加える。

二十一の二　二―アミノエタンチオール（別名システアミン）

二十一の三　Ｎ―（二―アミノエチル）―二―アミノエタノール

二十一の四　三―アミノ―Ｎ―エチルカルバゾール

別表第九第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二　（Ｓ）―二―アミノ―三―［四―［ビス（二―クロロエチル）アミノ］フェニル］プロパン酸（別名メルファラン）

二十四の三　二―アミノ―四―［ヒドロキシ（メチル）ホスホリル］ブタン酸及びそのアンモニウム塩

別表第九第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二　三―アミノ―一―プロペン

二十五の三　四―アミノ―一―ベータ―Ｄ―リボフラノシル―一・三・五―トリアジン―二（一Ｈ）―オン

別表第九第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　四―アリル―一・二―ジメトキシベンゼン

別表第九第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　十七アルファ―アセチルオキシ―六―クロロ―プレグナ―四・六―ジエン―三・二十―ジオン

別表第九第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二　アントラセン

別表第九第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　イソシアン酸三・四―ジクロロフェニル

別表第九第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二　四・四′―イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールＡ）

別表第九第五十五号の次に次の一号を加える。

五十五の二　イブプロフェン

別表第九第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二　ウラン

別表第九第六十四号の次に次の一号を加える。

六十四の二　Ｏ―エチル―Ｏ―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―Ｎ―イソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフェンホス）

別表第九第六十五号の次に次の一号を加える。

六十五の二　Ｏ―エチル＝Ｓ・Ｓ―ジプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）

別表第九第六十六号の次に次の一号を加える。

六十六の二　Ｎ―エチル―Ｎ―ニトロソ尿素

別表第九第六十七号の次に次の一号を加える。

六十七の二　一―エチルピロリジン―二―オン

別表第九第六十八号の次に次の二号を加える。

六十八の二　五―エチル―五―フェニルバルビツル酸（別名フェノバルビタール）

六十八の三　Ｓ―エチル＝ヘキサヒドロ―一Ｈ―アゼピン―一―カルボチオアート（別名モリネート）

別表第九第七十号の次に次の一号を加える。

七十の二　（三Ｓ・四Ｒ）―三―エチル―四―［（一―メチル―一Ｈ―イミダゾール―五―イル）メチル］オキソラン―二―オン（別名ピロカルピン）

別表第九第七十一号の次に次の一号を加える。

七十一の二　Ｏ―エチル＝Ｓ―一―メチルプロピル＝（二―オキソ―三―チアゾリジニル）ホスホノチオアート（別名ホスチアゼート）

別表第九第七十五号の次に次の一号を加える。

七十五の二　エチレングリコールジエチルエーテル（別名一・二―ジエトキシエタン）

別表第九第八十三号の次に次の一号を加える。

八十三の二　Ｎ・Ｎ′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）

別表第九第八十七号の次に次の一号を加える。

八十七の二　エフェドリン

別表第九第九十四号の次に次の一号を加える。

九十四の二　塩化アクリロイル

別表第九第百三号の次に次の一号を加える。

百三の二　塩基性フタル酸鉛

別表第九第百十号の次に次の一号を加える。

百十の二　一・一′―オキシビス（二・三・四・五・六―ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）

別表第九第百十一号の次に次の二号を加える。

百十一の二　オキシラン―二―カルボキサミド

百十一の三　オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン

別表第九第百十四号の次に次の二号を加える。

百十四の二　オクタブロモジフェニルエーテル

百十四の三　オクタメチルピロホスホルアミド（別名シュラーダン）

別表第九第百十五号の次に次の一号を加える。

百十五の二　オクチルアミン（別名モノオクチルアミン）

別表第九第百二十五号の次に次の一号を加える。

百二十五の二　過酢酸

別表第九第百三十六号の次に次の一号を加える。

百三十六の二　キノリン及びその塩酸塩